予防接種の対象年(月)齢

太田市⑧

定期予防接種 ワクチン種類	接種期間 標準的な接種方法	2か月 6か月 9か月 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳 8歳 9歳 10歳 11歳 12歳 13歳 14歳 15歳 16歳 17歳 18歳 19歳 20歳
ロタウイルス感染症	**ロタリックス** 対象:生後2か月～出生24週0日後までの間 27日以上の間隔をおいて2回接種 **ロタテック** 対象:生後2か月～出生32週0日後までの間 27日以上の間隔をおいて3回接種	初回接種は出生14週6日後までに接種しましょう。 15週0日後以降の初回接種はお勧めしません
B型肝炎	対象:生後2か月～1歳に至るまでの間 27日以上の間隔で2回接種さらに1回目から 139日以上おいて1回接種	
ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ・ヒブ 第1期(5種混合)	対象:生後2か月から90か月に至るまでの間に20日から56日までの間隔で3回接種、その後1年あけて 1回接種	
小児の肺炎球菌感染症	対象:生後2か月～5歳に至るまでの間 ★詳細は裏面をご覧ください	
BCG	対象:生後5か月から8か月(生後12か月)に至るまでの間　1回接種で終了	
麻しん風しん(MR) ・第1期と第2期の2回の接種が必要です	1期 対象:生後12か月以上24か月に至るまでの間 1回接種で終了　1歳になったら受けましょう	
	2期 対象:小学校就学前の1年間(4月1日から3月31日まで) ★幼稚園等の年長クラスが対象です。1	対象年齢の頃、予診票を郵送します
麻しん風しん特例措置	1期 対象:令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ 2期 対象:令和6年度における2期対象者	接種期間内に、ワクチン不足を理由に接種できなかった人 特例措置期間:令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
水痘(水ぼうそう) ・1歳になったら受けましょう	対象:12か月以上36か月に至るまでの間 生後12か月～生後15か月に至るまでに1回接種、その後6か月～12か月の間隔をおいて2回目を接種	
日本脳炎 第1期	対象:3歳以上7歳6か月に至るまでの間 6日から28日までの間隔で2回接種、その後1年あけて1回接種	
日本脳炎 第2期	対象:1期が完了している9歳以上13歳未満 1回接種で終了	対象年齢の頃、予診票を郵送します
日本脳炎特例制度 接種勧奨の中止により接種を逃した方への救済制度を実施しています	●1期特例制度(1期が完了していない、H7.4.2～H19.4.1生まれで20歳未満の方)	
	●2期特例制度(1期が完了していて2期が完了していない、H7.4.2～H19.4.1生まれで20歳未満の方)	
ジフテリア 破傷風 第2期(二種混合)	対象:11歳以上13歳未満 1回接種で終了	対象年齢の頃、予診票を郵送します
ヒトパピローマウイルス (HPV)感染症	対象:小学6年生～高校1年生相当の女性 接種回数 3回	対象年齢の頃、予診票を郵送します

☆接種場所はすべて医療機関です。実施医療機関一覧をご覧ください。
☆対象年(月)齢の「至るまでの間」,「未満」とは、「誕生した日の前日まで」です。
「出生〇週●日後」とは出生日の翌日を1日として算出した日をあらわします
☆上の表の □ 及び ⣿ は予防接種を受けることができる期間です。できるだけ、□の期間に接種を受けましょう。
☆ワクチンの種類により、異なるワクチンの接種間隔が異なります。

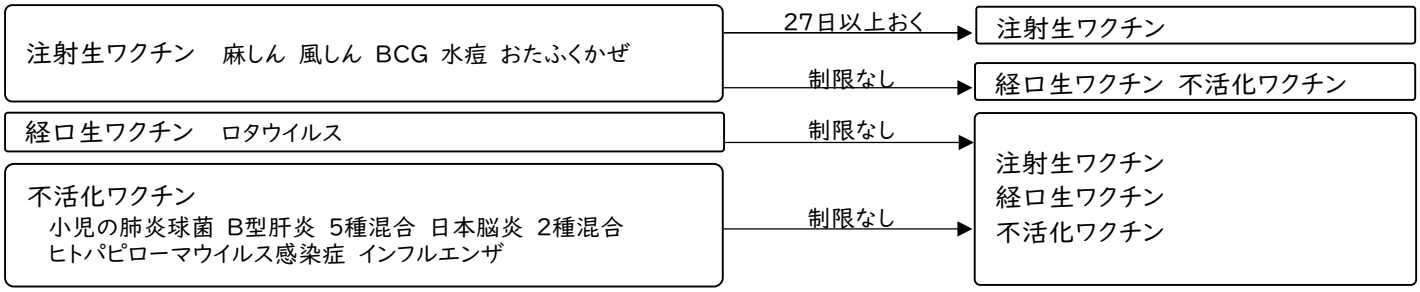

※同一ワクチンを複数回接種する場合(ロタウイルスなど)は、それぞれのワクチンに定められた接種間隔を守ってください。

予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期予防接種と、予防接種法の対象となっていない任意予防接種があります。接種により健康被害が生じた場合には、定期予防接種では予防接種法に基づく給付を受けることができ、任意予防接種では独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済となります。